静岡県告示第164号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月16日から２週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月16日

静岡県知事　川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市宮町320番の28地先から 富士宮市宮町324番の11まで	平成30年３月16日

＝＝

静岡県告示第165号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月16日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月16日

静岡県知事　川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉田大東線	榛原郡吉田町神戸字青柳3045番の９から 榛原郡吉田町神戸字青柳3035番の12まで	平成30年３月16日

＝＝

静岡県告示第166号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月16日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月16日

静岡県知事　川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

島田大井川線	藤枝市大洲二丁目19番の47から 藤枝市大洲二丁目19番の44まで	平成30年３月16日
善左衛門藤枝 停車場線	藤枝市大洲二丁目30番の13から 藤枝市大洲二丁目19番の46まで	

＝＝＝

静岡県告示第167号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月16日から２週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月16日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
301号	湖西市大知波字カン崎1184番の９から 湖西市利木字北浦552番の６まで	平成30年３月26日 午後３時